

「全件収容主義」は誤りである*1

Contradictions Inherent in Japanese Government Policy on Mandatory Detention

児玉晃一（弁護士）
Kodama Koichi (Lawyer)

（キーワード）

収容 全件収容主義 入国管理局 出入国管理及び難民認定法

第1 「全件収容主義」とは

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）39条は、「入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により、その者を収容することができる。」と定めている。

つまり、法文上は、収容令書を発付するために必要なのは入管法24条に定める退去強制事由に該当するということだけとも読める。

そこで、国は、法は、退去強制事由に該当すると思料されるものについては、全件収容をして退去強制手続を進めるという全件収容主義（「収容前置主義」ともいう。）を採っていると主張し、しばしば行われる必要性のない収容を正当化してきた。法務省関係者の著作物でもその主張は一貫している（「出入国管理・外国人登録実務六法」、「出入国管理及び難民認定法逐条解説」など）。

これに対して、主に収容の適法性を争う訴訟において代理人たちは、収容の必要性も要件とすべきであると主張した（これを「収容謙抑主義」という。）。

後述の通り、全件収容主義は、日本が加入している国際人権法に合致しておらず、その面でも、上記争点は現代的な問題であり続けている。

だが国際人権法の地平に行くまでもなく、そもそも現行法の解釈として、収容謙抑主義が正しいと、私たちは考える。以下、現行入管法39条の制定経緯から遡り、「全件収容主義」が現行法の解釈として不当であり、「収容謙抑主義」をとるべきことを述べていく。続いて、国際人権法からも「全件収容主義」が採り得ないことを述べていく。

第2 入管法の制定経緯

1 現行の出入国管理及び難民認定法は、昭和26年2月28日に制定されたポツダム政令を以て制定された不法入国者等退去強制手続令、そしてこれを承継して昭和26年10月4日ポツダム政令として公布された出入国管理令を継承するものである。

2 不法入国者等退去強制手続令が収容謙抑主義を採っていたこと

3 不法入国者等退去強制手続令が収容謙抑主義を採っていたこと

(1)同令は5条1項に、「入国審査官は、登録令第3条又は臨時措置令第1条の規定に違反した者がある場合において、その者を退去強制するかどうかを決定するために**必要があるときは**、第7条に規定する収容令書を発付して入国警備官にその者を収容することを命ずることができる。」と規定している。

この「**必要があるときは**」という文言は、その前に「登録令第3条または臨時措

*1本稿は、大橋毅&児玉晃一・2009・「『全件収容主義』は誤りである」・移民政策研究創刊号85頁を要約したものである。

置令第1条の規定に違反した者がある場合において」とある以上、退去強制事由該当容疑とは別個の要件であることが明らかである。

そしてこの「**必要があるときは**」という文言は、「退去強制をするかどうかを決定するための必要」、つまり逃亡・証拠隠滅などの、手続を阻害する行為を防ぐ必要の意味であることが明らかである。

(2) また同令は第7条1項で「收容令書を発付するにおいては、予め当該入国審査官が地方審査会に**收容を必要とする充分な理由**を明示して、その承認を得なければならない。」と規定している。

この「**收容を必要とする充分な理由**」という文言は、単なる容疑のみを意味するのではないことは明らかであり、收容の必要性を含むことは明らかである。

以上のとおり同令は、收容の必要性がある場合にのみ收容令書を発付して收容することとし、收容の必要性につき入国審査官が判断した上、地方審査会という新機構に示して承認を得ることとして、收容謙抑主義に立つことが法文上明らかであった。

4 出入国管理令も不法入国者等退去強制手続を承継している

同令の国会審議では、「十分な審査をするために必要なる期間というものとは当然予想されるわけであり、而してその疑われた人によっては、その間どうしても放任して置けない人もある。従ってそういう人たちにつきましては、收容することができると書いてあるのでありまして、すべてを收容するわけでないことは明瞭であります。收容せざるを得ないような人たちについては、その審査の間收容しなければならん、止むを得んというそれは趣旨でできておるわけでありまして。」(第13回国会参議院外務・法務連合委員会会議録第2号昭和27年4月15日)と政府委員が答弁している。

5 現在の入管法

現在の入管法は、難民条約の加入に伴い、難民部分が追加されて、題名が改められたものであり、出入国管理令と同じもの(現在も法令の番号は、「昭和二十六年十月四日政令第三百十九号」である。)

したがって、現行入管法も收容謙抑主義を採っている。

現行入管法43条1項(要急收容)は、收容が逃亡の危険を防止するための制度であることを前提としている。

第3 国内決定例

(1) 東京地方裁判所 1969(昭和44)年9月20日決定(判例タイムズ240号194頁、判例時報569号25頁)

(2) 東京地方裁判所 2001(平成13)年11月6日決定(ジュリスト1224号310頁)

第4 国際法

- 1 規約人権委員会の判断
- 2 子どもの権利条約